# 企業の皆様の力を渥美半島 田原市の元気に

# 地方創生に向けた事業を加速し、渥美半島田原市を元気にしていくため、 「企業版ふるさと納税」による寄附の協力をお願いいたします。

## 企業版ふるさと納税の制度

企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)とは、国が認定した地方公共団体の地方創生事 業に対し、企業が寄附を行った場合に、損金算入による軽減(約3割)と合わせ、最大で 寄附額の約9割が法人関係税から軽減される制度です(実質負担は、約1割)。

#### ○税負担の軽減効果

損金算入による 軽減効果※ 約3割

# 税額控除 6割

企業負担 約1割

国税+地方税【通常寄附】

┃法人住民税+法人税/法人事業税【企業版ふるさと納税】

※企業が地方公共団体に寄附した場合は、その全額が損金算入されるため、寄附額の約3割相当額の税の軽 減効果があります。



#### (例)100万円を寄附した場合 📄 約90万円の税軽減効果(実質負担約10万円)

	① 法人住民税	寄附額の4割を税額控除(法人住民税法人税割額の20%上限)
科目ごとの	(市町村)	
特例措置	② 法人税(国)	法人住民税の控除額が寄附額の4割に達しない場合、その残額を
		税額控除(寄附額の1割が限度、法人税額の 5%上限)
	③ 法人事業税(県)	寄附額の2割を税額控除(法人事業税額の 20%上限)

#### ○10 万円から寄附が可能

#### ○本社が田原市に所在する場合は制度対象外

この場合の本社は、地方税法における「主たる事務所又は事業所」

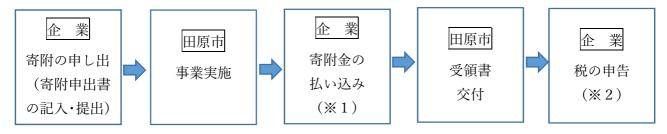
#### ○企業のイメージアップに貢献

市のホームページ等において、寄附をいただいた企業をご紹介します。地方創生の取組を積極的に 支援する企業という点を PR できます。

### ○寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止

例: 寄附の見返りとしての補助金、有利な利率での貸し付けは禁止

# 制度活用の主な流れ



- ※1寄附金は納付書による口座への振込み又は現金による納付にてお願いいたします。
- ※2税控除申請の際(国税庁申請書)「寄附金の損金算入に関する明細書(別表14(2))」をご記入いただきます(控除申請手続きに関するご不明点はお近くの税務署へご相談ください)

## 企業版ふるさと納税で応援できる事業

田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付ける次のような事業を対象に、企業様と ご相談させていただきます。

- 1 雇用の創出・就労促進 ~地域において安定した雇用を創出する~ 創業支援、企業立地の推進・三河港の振興、農業後継者・新規就農者の確保・育成と労働力の確保、日本一の農業産地のインパクトを生かした新たな農畜水産業の展開、観光地域づくり(温泉活用、サーフィン・サイクリングの環境整備、どんぶり街道等)、道の駅の魅力向上、サンテパルクたはらの新たな魅力づくり など
- 2 定住・移住促進 ~人口の流出を防止するとともに、移住を促進する~ 若者・臨海企業従事者等の市内定着・定住・移住促進、サーファー等の移住促進、空き 家活用推進、ふるさと教育等の充実、コミュニティ・スクールの取組推進 など
- 3 若い世代の結婚・出産・子育ての希望実現
  - ~切れ目のない子育て支援で若者の希望をかなえる~

結婚・出産支援、医療体制の充実、子育て支援、ふるさと教育等の充実(再掲)、コミュニティ・スクールの取組推進(再掲) など

4 地域の魅力・住み良さの向上

~「安心して住める」「住んで楽しい」まちづくり~

市街地の活性化、公共交通ネットワーク確保・維持、空き家活用推進(再掲)、戦略的なシティセールス、観光地域づくり(再掲)、地域医療体制の維持・継続(地域医療)、健康づくりに必要な環境の整備、地域包括ケアシステムの構築、広域連携による持続的な地域づくり など

#### 【お問い合わせ先】

お気軽にご連絡ください。

田原市企画課地域戦略係 電話:0531-27-7978

Mall: jinkou@city.tahara.aichi.jp